

八重瀬町種苗センター

指定管理者の候補者募集要項

令和2年9月9日

目 次

1. 指定管理者の候補者募集の目的	P1
2. 施設の概要	P1
3. 施設の管理運営方針	P1
4. 指定管理期間（予定）	P2
5. 指定管理者が行う管理運営業務	P2
6. 指定管理者が行う管理運営業務にかかる経費等	P2
7. 応募に関する事項	P2
8. 募集要項等の配布	P4
9. 募集説明会	P4
10. 質問及び回答	P4
11. 申請手続き	P4
12. 指定管理候補者の選定及び決定	P5
13. 指定管理者の指定手続き	P6
14. 募集及び選定等スケジュール（予定）	P7
15. 協定の締結及び協定内容	P7
16. 事業継続が困難となった場合等の措置	P8

17. その他 P9

18. 問い合わせ先 P9

1 指定管理者の候補者募集の目的

「八重瀬町種苗センター」(以下「施設」という。)は、亜熱帯に適する花、観葉植物、果樹等の苗を種苗ハウス内で育成し、公共施設や住民に配布し、地域住民へ緑化を推進するとともに、農業の普及・担い手育成を図る。また、地域農業の活性化に体験農場や農業技術講習を開催し農業体験を通じて農業後継者や新規就農者育成を図ることを目的とする。施設の管理運営を代行する八重瀬町種苗センター指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)を募集します。

2 施設の概要

施設概要

区 分	概 要
施 設 名	八重瀬町種苗センター
所 在 地	八重瀬町字大頓 2145 番地・2045 番地 1・2046 番地
供 用 開 始	平成 30 年 4 月
施 設	敷地面積全体 8,224 m ² 貸し農場 4,085 m ² (15 坪 30 区画・10 坪 27 区画) 育苗施設 660 m ² (2 連棟) 管理等 105 m ² (通路を含む) 堆肥舎 90 m ² 農工具格納庫 72 m ² 屋外便所 7.15 m ² 休憩所 8 m ² 洗い場 3 m ² 体験農場 341 m ² 体験農場 264 m ² 駐車場 22 台

3 施設の管理運営方針

指定管理者は、施設の整備目的を達成するため、創意工夫により効率的な管理運営と施設利用者に緑化意識、農業後継者育成を目指して頂きます。

施設管理運営の範囲としては、上記「2 施設の概要」に記載された施設を管理して頂きます。具体的な管理運営方針については八重瀬町種苗センター指定管理者業務仕様書(以下「仕様書」という。)に記載しています。

4 指定管理期間（予定）

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とします。

5 指定管理者が行う管理運営業務

(1) 業務内容

- ア 施設の運営及び施設の利用に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務

(2) 留意事項

- ア 管理運営業務内容の詳細は、別添「仕様書」のとおりとします。
- イ 指定管理者の業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。指定管理者の業務に係る外部委託の考え方等については、事業計画書に記載して下さい。

6 指定管理者が行う管理運営業務にかかる経費等

- (1) 施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代引き継ぎ、研修等の実施を含む）は、基本的に指定管理者が得る利用料金及び指定管理料（上限400万円）、その他の収入をもって充てるものとします。
- (2) 指定管理者が自ら実施する自主事業にかかる収入及びその他の収入についても指定管理者の収入とします。
- (3) 本業務の経理は、指定管理者が行う他の事業経費と区分して行い、関係帳簿類はその事業年度終了後5年間保存するものとします。

7 応募に関する事項

(1) 応募資格

- ア 八重瀬町内に住所を置く農業法人（以下「法人」という。）
- イ 施設の設置目的を達成し、安定的に管理運営を行える法人
- ウ 耕耘用トラクター（20馬力相当）を所有し、必要に応じて当施設に持ち込める法人
- エ その他備品持込み可

(2) 留意事項

- ア 農業法人のみで、個人での応募は出来ません。
- イ 複数の法人により構成されたグループは応募出来ません。

(3) 欠格事項

指定管理候補者に応募する時点において、法人が次の①～⑧に該当する場合または役員等（役員及び経営に事実上参加している者）が次の⑨に該当する場合は応募出来ません。なお、応募の後、指定管理者の指定の日までの間に、下記のいずれかに該当することになった場合は、応募は取り消されます。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者。
- ② 地方公共団体の指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者。
- ③ 地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から 1 年を経過しない者。
- ④ 地方公共団体から指定管理業務の全部または一部を停止され、停止期間満了の日から 6 ヶ月を経過しない者。
- ⑤ 国税または地方税を滞納している者。
- ⑥ 破産、会社更生または特別精算その他の倒産等に関する法律の手続きについて申し立てがなされた者。
- ⑦ 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない者。
- ⑧ 本指定管理者の選定を行う選定委員が属する法人。
- ⑨ 暴力団の構成員等。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ち、その威力を背景として暴力的不法行為等を行う者又は暴力団に資金や武器を供給するなどして、暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であると認められるとき。

イ 不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。

ウ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有していると認められるとき。

8 募集要項等の配布

- (1) 配布期間：令和2年9月14日（月）～令和2年9月23日（水）
（配布時間：午前8時30分～午後5時15分、土日祝祭日は除く。）
ただし23日は午前中

(2) 配布場所

下記の窓口及びホームページにて配布します。

ア 八重瀬町役場 農林水産課（2階）

イ 八重瀬町役場ホームページ (<http://www.town.yaese.lg.jp/>)

(3) 配布資料

ア 募集要項、仕様書、様式等

9 募集説明会

- (1) 開催日時：令和2年9月23日（水）午後1時30分～
- (2) 場 所：八重瀬町役場 2階会議室（⑤番会議室）
- (3) 内 容：募集要項及び仕様書等についての説明
- (4) 申込方法：令和2年9月23日（水）午前中までに（様式6号）によりFAX
又は直接窓口にて申込して下さい。
- (5) その他：応募予定者は原則、出席して下さい。万が一出席されない場合でも、説明会での説明事項等は了知されたものとみなします。

10 質問及び回答

- (1) 受付期限：令和2年9月23日（水）～令和2年10月15日（木）（土日祝日は除く）
受付時間：午前8時30分～午後5時15分
- (2) 質問方法：質問表（様式第7号）によりFAXまたは電子メールにて
【mail】norinsuisan2@town.yaese.lg.jp 八重瀬町役場農林水産課
まで提出して下さい。電話等による受付はしません。
- (3) 回答方法：質問者、募集説明会出席者に対し、令和2年10月16日（金）までにFAXまたは電子メールにより回答します。

11 申請手続き等

(1) 受付期間 : 令和2年9月23日(水)～令和2年10月22日(木)(土日祝日は除く。)

(2) 提出方法 : 下記の提出先に持参または郵送すること。
(郵送の場合は期限内に必着であること。)

(3) 提出先 : 〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188 番地
八重瀬町役場 農林水産課 (2階)

(4) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
 - ② 事業計画書(様式第2号)
 - ③ 収支計画書(様式第3号)
 - ④ 法人の概要(様式第4号)
- } 3年分を提出する
- ⑤ 指定の申請をする日の属する事業年度における当該法人の収支予算書及び事業計画書並びに前年度の事業報告書
 - ⑥ 登記事項証明書または登記簿謄本。
 - ⑦ 事業年度以前の直近3年間の国税及び地方税の納税証明書
 - ⑧ 誓約書(様式第5号)

(5) 提出部数 : 計7部(正本1部、副本6部)

(6) 注意事項

- ① 提出書類は、原則A4縦型、横書き、クリップ止めとします。
- ② 応募に際し必要となる経費は、応募者の負担とします。
- ③ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- ④ 提出書類の著作権は、応募された法人に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。
- ⑤ 書類提出後に辞退する場合は、辞退届(別紙1)を提出して下さい。
提出書類の変更および応募内容の変更は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、変更することは出来ません。

12 指定管理候補者の選定及び決定

(1) 指定管理候補者の決定

八重瀬町種苗センター指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」)は、書類審査により数法人を選定し、選定された法人に対しプレゼンテーションを実施後、順位を定めて指定管理候補者として選定します。その審査結果を添えて町長に具申します。

(2) 指定管理者の候補者の決定

町長は、委員会から審査結果の具申を受け、これを勘案して指定管理候補者を決定します。当該指定管理候補者との交渉が調わないときは次順位者を指定管理者候補者とします。

(3) 選定基準

八重瀬町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条第1項の規定に掲げる項目を選定基準とします。

- ①施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
- ②施設の効用を最大限に発揮するとともにその効率的な管理が図られること。
- ③施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- ④その他町長等が施設の性質又は設置目的に応じて別に定める基準

(4) 審査項目

事業計画書（様式第2号）に記載されている内容について審査されます。

- ① 基本的事項について
- ② 住民の平等利用を確保するための方策
- ③ 施設利用・利用促進について
- ④ 施設管理運営に関する考え方について
- ⑤ 管理運営経費について
- ⑥ 納付金の考え方について
- ⑦ その他

(5) 選定の除外

次のいずれかの項目に該当する法人は、選定の対象から除外します。また、決定を受けた指定管理候補者が該当決定から指定までの間に次のいずれかの項目に該当することになったときは、当該決定を取り消します。

- ア 選定委員会委員、本募集業務に従事する職員等に働きかけを行った事実があるとき
- イ 申請書類等の内容に虚偽または不正な記載があるとき

(6) 審査結果の公表

審査結果については、応募書類を提出して頂いたすべての応募者に通知します。

13 指定管理者の指定手続き

(1) 指定管理者の指定

町は、指定管理候補者に選定された法人について、指定管理者の指定に関する町議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。ただし、町議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、町は、指定管理者の指定に関する町議会の議決を得られないことにより指定管理候補に生じた損害を負担しません。

(2) 協定の締結及び協定の内容

指定管理候補者として選定された法人は町と協議を行った上で、議会の議決後に指定管理者に指定するとともに、令和2年12月を目処に協定を締結する予定です。

14 募集及び選定等スケジュール（予定）

(1)募集要項の配布	令和2年9月14日（月）～令和2年9月23日（水）
(2)募集説明会の開催	令和2年9月23日（水）午後1時30分～
(3)質問書の受付期間	令和2年9月23日（水）～令和2年10月15日（木）
(4)質問書の回答	令和2年10月16日（金）までに随時回答
(5)募集締め切り	令和2年10月22日（木）午後5時15分必着
(6)書類審査	令和2年10月22日から随時
(7)プレゼンテーション審査	令和2年11月4日（水）
(8)協定（案）の協議	令和2年11月
(9)議会議決・協定締結	令和2年12月
(10)指定管理者業務開始	令和3年4月1日（木）

15 協定の締結及び協定内容

(1) 協定（案）の作成

指定管理候補者として選定された後、管理運営業務にかかる詳細事項、経費等を定めるため指定管理候補者と町との間で協議し、協定（案）を作成します。

(2) 協定締結

指定管理候補者を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき議会の議決後に、正式な指定管理者として指定し、管理運営業務の実施にあたり必要事項について、協定を締結します。なお、議会の議決が得られないときには、協定は失効します。

(3) 協定の内容

正式に指定管理者として指定された法人は、町と協議を行い、速やかに基本協定及び年度協定を締結します。主な協定内容については以下のとおりですが、町と指定管理者の協議により変更する場合があります。

ア 基本協定

- ① 本協定の目的
- ② 指定期間に関する事項
- ③ 管理運営に関する基本的な事項
- ④ 管理運営に要する経費に関する事項
- ⑤ 事業計画書に関する事項
- ⑥ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑦ 利用時間及び閉園日、利用料金等に関する事項
- ⑧ 利用者等の個人情報の保護に関する事項

- ⑨ 責任分担に関する事項
- ⑩ 指定の取り消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑪ 物品の所有権の帰属に関する事項
- ⑫ 管理にあたって保有する情報公開に関する事項
- ⑬ 町が支払うべき指定管理料に関する事項
- ⑭ その他町長が認める事項

イ 年度協定

- ① 年度協定の目的
- ② 当該年度の管理運営業務に関する事項
- ③ 当該年度の指定管理料に関する事項
- ④ 当該年度の納付金に関する事項
- ⑤ その他町長が必要と認める事項

16 事業継続が困難となった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は指定管理者の指定の取り消しを行うことができます。その場合において、指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負いません。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次のとおりです。

- ア 指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合
- イ 指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだ場合
- ウ 協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合
- エ その他、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申し出があった場合

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他町または指定管理者の責めに帰することが出来ない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、町と協議することができるものとします。

協議の結果、やむを得ないと判断された場合、町は指定の取り消しを行うものとします。

17 その他

- (1) 指定期間中において、町が必要と認める大規模改修並びに天災、地変、その他指定管理者の責に帰することのできない事由により生じた損害の修復については、双方協議の上、その実施区分と費用の負担区分について協議し決定するものとします。
- (2) 指定管理者が提出した事業計画を実施しない場合、及び施設の管理が適正に行われていないと町が認めた場合、町は指定期間中においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (3) この募集要項に規定するもののほか、定めのない事項、状況、状態が発生した場合、又は疑義変更が生じた場合は、町と指定管理者は誠意を持って協議し決定するものとします。

18 問い合わせ先

〒901-0492 沖縄県八重瀬町字東風平 1188 番地

八重瀬町役場 農林水産課

担当職員 伊森 雄太

TEL 098-998-4624

FAX 098-998-2023